



自転車運転中の違反に新たな罰則が！

～ 改正道路交通法が本日より施行 ～

本日から「改正道路交通法」が施行され、自転車の危険な運転に新しく罰則規定が制定されました。内容は次の通りです。(中学生に関係がありそうなもののみピックアップ)

- 1 自転車の「ながらスマホ」の禁止 ⇒ 6月以下の懲役または10万円以下の罰金
 - 交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 2 自転車などの軽車両に対する反則金制度が新設され、速度違反・信号無視・一時不停止などが反則金制度の対象となります。(反則金制度は16歳以上で適用)

□ 「ながらスマホ」について

- 自転車運転中、スマホ等で通話したり、画面を注視したりすることが禁止されました。なお、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止です。(停止中は対象外)

福島県では令和3年に「自転車条例」が制定され、次のことも規制や義務化されています。

1 禁止されていること

- 歩道走行(指定場所は除く) ■右側通行 ■二人乗り ■並進 ■歩道駐輪
- ながら運転〔スマホ使用・ヘッドホン使用(イヤホンも責任問われる可能性)・傘さし〕

2 努力義務

- 自転車整備士による定期点検 □乗車前点検 □盗難防止策(防犯登録)
- ヘルメット着用(腕や膝等のプロテクターも含む)

3 義務

- 自転車損害賠償責任保険への加入
(裏面に「自転車損害賠償責任保険」について、まとめたものを載せておきます。令和3年度の学校だよりで掲載したものの再掲です。)

各ご家庭では、お子さんに次の点について具体的なご指導をお願いします。

- 1 自転車も「車両」であり、道路交通法の適用を受けること。
- 2 自転車に乗ると言うことは、「車両」の運転者として交通ルールを守らなければならないこと。
- 3 万が一にでも加害事故を起こすと、大きな責任を負わなければならないこと。

自転車損害賠償責任保険等について

1 自転車加害事故による高額損害賠償支払い命令の例

9,521 万円	男子小学生（11歳）が自転車で走行中、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
9,266 万円	男子高校生が、自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。
6,779 万円	男性が自転車で、ペットボトルを片手に下り坂を走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

女子大生（20歳）がスマホを操作しながら、しかもハンドルに添えた右手に飲料カップを持ち左耳にイヤホンをして電動アシスト自転車を運転中、歩行者（77歳）と出会い頭にぶつかった。歩行者は転倒して2日後に死亡。女子大生は重過失致死の罪に問われ、禁錮2年、執行猶予4年の判決を受けた。賠償に関する判決はまだ出ていないが、高額になることを予想する専門家もいる。

2 加害者が未成年である場合の保護者の責任

民法714条では、責任能力のない未成年者が不法行為により第三者に対し損害を与えた場合には、未成年者が責任を負わない反面、**監督義務者である親が十分な監督義務を尽くしたことを証明しない限り、その未成年者の親が賠償責任を負う**ことになっています。

すなわち、お子さんが自転車加害事故により他人にけがをさせた場合、親が、日頃から正しい自転車の乗り方をきちんと指導（言葉の指導だけでは厳しいようです。また、指導の記録等が求められる可能性もあるそうです。）していなければ、賠償責任を負わなければならないになります。

3 子どもの自転車加害事故に対する備え（「万が一」というときのために）

(1) T.Sマーク自転車保険 (<https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>)

これは、自転車安全整備店で点検・整備（有料）をした自転車に対し、1年間、無料で対象となる保険です。青色シールと赤色シールの2種類がありますが、赤色の方が保障内容は充実しています。なお、自転車店によって整備料金や色の種類が異なるので、事前に問い合わせてから整備をお願いした方が良いでしょう。

(2) 全日本交通安全協会サイクル安心保険 (<http://www.jtsa.or.jp/jitensyakai/nyukai0.html>)

一般財団法人「全日本交通安全協会」が提供する保険です。

(3) 自転車保険

各損害保険会社全社が販売。現在はダイレクト型かコンビニで加入する方法が一般的のようです。

(4) 個人賠償責任保険（保護者の自動車保険等に特約として付帯）

家族が加入している自動車保険の特約として、日常生活上の賠償事故に幅広く対応できます。自動車保険だけでなく火災保険や傷害保険にもセットできるようです。（弁護士特約も便利です。）

4 その他の損害賠償責任についても考えてみると……

近年、子ども同士のトラブルの中で、インターネットを介してのトラブルが多発しております。特に LINE や Instagram 等の SNS 等によるものが多く、裁判に発展してしまう事例もあり、加害者には損害賠償命令が出されることもあるようです。保護者の皆さんには、親の責任として、日頃からお子さんへの「指導」と「管理」を確実に行うよう、強くお願いいたします。